

10 成年後見制度の中核機関に関すること



主管：健康福祉課

経 緯

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスや施設への入所に関する契約の締結、遺産分割の協議などにおいて判断能力の不十分な人を保護し、支援するため民法改正により制定された制度で、平成 12 年 4 月に施行されました。

制度の中核機関は、家庭裁判所、弁護士・司法書士等法律専門職、福祉・医療関係者などによる「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、地域の権利擁護を果たすよう主導する役割を担い、国の定める成年後見制度利用促進基本計画で市町村単位を基本に設置が求められているものです。

木曽地域においては、令和 4 年度からの中核機関の設置について、構成町村等関係機関で検討した結果、構成町村単位で設置せず、木曽広域連合に木曽圏域としての中核機関を置くこととなりました。

現状と課題

木曽圏域の成年後見制度中核機関を設置する木曽広域連合と構成町村で、成年後見制度に係る事務の分担を図った上、成年後見制度利用促進協議会の設置と利用促進基本計画策定により、圏域の成年後見制度利用促進の実施体制を整えてきています。

受任者の確保、後見人支援策や法人後見のあり方などが課題です。

今後の方針

中核機関としての機能を発揮するため、地域連携のためのネットワークの柱となる「成年後見制度利用促進協議会」により、地域における法律及び福祉・医療の連携を図ります。

その上で、受任調整等の制度利用促進、後見人の支援を行いつつ、成年後見制度の利用促進につながるよう広報に努めます。

併せて、木曽地域における成年後見制度運営上の検討課題となっている任意後見支援、法人後見のあり方等の検討を進めます。

施 策

- 1 成年後見制度利用促進協議会の運営を行います。
- 2 成年後見制度利用促進の広報に努めます。
- 3 受任調整会議等制度利用の促進を図ります。
- 4 チーム、親族後見人等後見人の支援を行います。
- 5 任意後見支援、法人後見のあり方等課題の検討を行います。